

風水害・地震・津波対策のため 寄附金に御協力をお願いします。



掛川市公式キャラクター
「茶のみやきんじろう」
©掛川市

所得税と住民税が控除されます。



【水位計】

台風や集中豪雨時の小規模河川の氾濫被害を防止・低減するため河川へ設置。



【掛川市防災ガイドブック】

更新予定。



【掛川潮騒の杜】

防潮堤のかさ上げや、市民・企業と協働で防災林の植樹を実施しています。
現場見学会を御希望の方は、掛川市役所基盤整備課海岸・事業調整係
(TEL.0537-21-1315)までお問い合わせください。



事業計画と寄附金の使途

- 募集期間 令和3年4月1日～令和10年3月31日の7年間
- 目標額 3億円
- 寄附金の使途 風水害・地震・津波対策施設の整備などに活用させていただきます。

【風水害対策への活用例】

- ・調整池機能を持った公園の整備
- ・市内河川への水位計の追加設置
- ・各家庭への土のう袋の購入補助
- ・ハザードマップの新規作成

※寄附の際、使途を指定することができます。

- 寄附金の申込方法 裏面をご覧ください。

■問い合わせ先
掛川市役所 危機管理部 危機管理課

〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1
TEL.0537-21-1131/FAX.0537-21-1168
E-mail kotu-bosai@city.kakegawa.shizuoka.jp

「掛川市風水害・地震・津波対策寄附金」は、ふるさと納税制度による掛川市への寄附金です

ふるさと納税制度とは、個人が県や市に寄附をした場合、2000円を超える金額について、一定限度まで所得税と住民税を控除する制度です。

税額を控除するには、寄附した年(1月～12月)の翌年3月15日までに、居住地の税務署で所得税の「確定申告」をする必要があります。確定申告には、市が発行する領収書が必要となりますので、大切に保管してください。

確定申告等を行わない方及びふるさと納税をする地方公共団体の数が5つ以下の方は、「ワンストップ特例制度」を利用することができます。

「ワンストップ特例制度」を利用する場合は、下部の申込書内にチェックをしてください。寄附金の入金確認後、申請書を送付いたします。

税金控除を受けられる額の計算方法

1 所得税の寄附金控除

【寄附金-2000円】×所得税の税率×1.021 ◎寄附をした方の所得税や住民税の税額により、全額控除されない場合があります。

2 住民税の寄附金控除

①+②の合計額

①寄附控除

【寄附金-2000円】×10% (一律)

②特別控除(住民税の所得額の2割が限度)

【寄附金-2000円】×(90%-所得税の税率×1.021)

御寄附の申込方法

1 申込書の記入

下記申込書に記入していただき、郵送、FAX、窓口持参のいずれかの方法で下記担当までお送りください。

①【郵送先】〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所 危機管理課 危機政策係

②【FAX送付先】FAX番号 0537-21-1168

③【窓口持参】本庁1階危機管理課、大東支所市民窓口係、大須賀支所市民窓口係

2 寄附手続き

次の①～⑤のいずれかの方法で手続きをお願いいたします。

①【直接振込】(手数料がかかります)

申込書受領後に、当市から通知を郵送させていただきます。

通知には該当する口座を記載しておりますので、御確認ください。

②【納付書振込】(手数料無料) 納付書を送付させていただきますので、下記金融機関で納付ください。

スルガ銀行、静岡銀行、清水銀行、島田掛川信用金庫、浜松いわた信用金庫、

掛川市農業協同組合、遠州夢咲農業協同組合、静岡県労働金庫、みずほ銀行

③【郵便局振込】(手数料無料) 払込取扱票を送付させていただきますので、郵便局で納付ください。

④【窓口持参】 現金を、掛川市役所危機管理課、大東支所市民窓口係、大須賀支所市民窓口係の

いずれかに御持参ください。

⑤【現金書留】 〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市役所危機管理課まで御郵送ください。

掛川市風水害・地震・津波対策寄附申込書

令和 年 月 日

〒
ご住所

お名前

電話番号

寄附金額

円

ワンストップ特例制度を使用 する しない

※以下の該当する項目に○を記入してください。

<御寄附の方法> 1 直接振込 2 納付書振込 3 郵便局振込 4 窓口持参 5 現金書留

<寄附金の使途> 1 風水害・地震・津波対策全般に活用 2 地震・津波対策に活用 3 公共事業に活用

<御寄附いただいた事を公開する事の可否> 1 可 2 不可

*ご意見等ありましたらご記入ください。